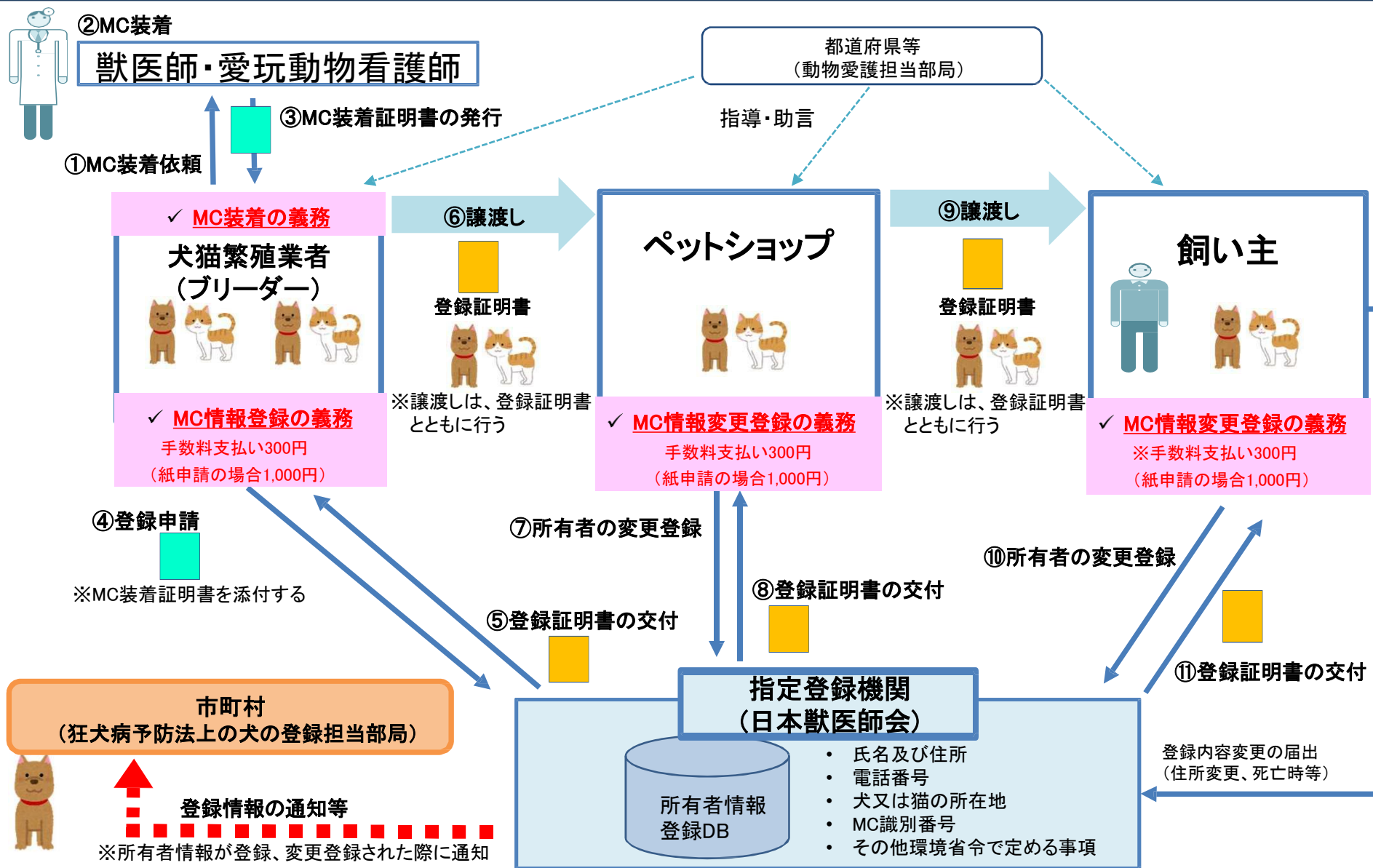


犬猫所有者のマイクロチップ(MC)装着・情報登録の流れ(販売ルート)



狂犬病予防法の特例制度(※)
 ※犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす

※犬猫販売業者や飼い主が指定登録機関のシステムに登録情報を入力すると、指定登録機関より犬猫販売業者や飼い主が所在する自治体にその旨を知らせるメールが到達される。